

2014年度

首都大学東京 大学院

人間健康科学研究科〔博士後期課程〕

「アジア人材育成基金」外国人留学生特別選抜

学 生 募 集 要 項

## <アジア人材育成基金外国人留学生特別選抜について>

東京都は、2008年から概ね10年間に渡り、「アジアの発展に資する優秀な人材」の育成につながる諸施策を実行するため、「アジア人材育成基金」を設置しました。

このたび、東京都設立の公立大学法人が運営する「首都大学東京」の大学院において、この「アジア人材育成基金」を適用し、アジアの優秀な留学生を募集します。本特別選抜により入学を許可された留学生に対しては、学業・研究に専念できるよう、授業料等免除、及び、住宅の斡旋、奨学金給付等の生活支援を実施します。

### 1 募集人員

2名

(放射線科学域2名)

### 2 出願資格

以下の全ての条件を満たす者とします。

- (1) アジア諸地域(注1)の国籍を有すること。
- (2) 修士の学位または専門職学位に相当する学位を得た者(見込みの者を含む。)、または、本研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同程度の学力があると認められた者。ただし、新たに海外から留学する者に限る。
- (3) 課程修了後、次のいずれかに就職する意志のある者
  - ア 東京に本社または支社がある日本企業(勤務地は日本国内外を問わない。)
  - イ 日本または他のアジア諸地域の大学・研究機関
  - ウ 日本または他のアジア諸地域の公務員
- (4) 「アジア人材バンク(\*)」に登録し、入学後及び課程修了後に、ウェブマガジンの原稿作成及び下記の活動に関する情報を提供することにより、アジア域内における人的ネットワークの形成に協力する意志のある者

#### 【\*アジア人材バンク】

首都大学東京への留学等を通じて生まれた人的ネットワークを、継続的に発展させることを目的とする、アジアの人材情報データベース。登録された人材情報は、下記のように活用される予定です。

- ア 東京やアジアの情報を掲載したウェブマガジンの配信
- イ 登録者間で都市問題の解決に向けた情報の交換
- ウ 都や大学が行う調査・研究活動等における専門家の紹介
- エ その他アジアの都市問題の解決や都市間交流を目的とした活動

なお、アジア人材バンクに登録された個人情報、首都大学東京及び東京都が厳重に管理し、上記の目的以外で使用されることはありません。

- (5) 渡日時に「留学」の査証を取得できること。
- (6) 心身ともに大学における学業に支障がないこと。
- (7) 学業及び日本での生活上、十分な日本語能力または英語能力を有すること。

(注1)

次の東アジア、東南アジア、南アジアの国及び地域を対象とします。バングラデシュ、ブータン、ブルネイ、カンボジア、中国、東ティモール、インド、インドネシア、ラオス、マレーシア、モルディブ、モンゴル、ミャンマー、ネパール、パキスタン、フィリピン、シンガポール、韓国、スリランカ、台湾、タイ、ベトナム

**【留意事項】**

- (1) 出願時に日本国籍を有する者、出入国管理に関する特別永住者、出入国管理及び難民認定法による永住の許可を受けている者は、募集の対象とはなりません。
- (2) 「留学」以外の査証あるいは在留資格をもって渡日する者、本学入学後在留資格を「留学」以外に変更した者、既に在留資格「留学」で日本の大学に在籍している者（研究生も含む）は、「アジア人材育成基金」外国人留学生の資格を有しません。
- (3) 現役軍人または軍属の資格のまま、留学生となることはできません。
- (4) 入学時に、他機関から奨学金、研究費等を受給する者は、募集の対象とはなりません。
- (5) 過去に日本政府奨学金留学生として、博士後期課程の教育を本学または国内他大学で受けた者は、募集の対象とはなりません。

なお、出願する場合は、あらかじめ本研究科が指定する書類を提出し、本研究科からの出願許可を得る必要があります。出願する前に、指導を希望する教員を通して本研究科まで申し出てください。

詳細はウェブページを参照してください (<http://www.hs.tmu.ac.jp/>)

(<http://www.ic.tmu.ac.jp/>)

### 3 出願受付

(1) 出願受付期間

郵送する場合：2014年4月1日（火）～2014年4月24日（木）（必着）

持参する場合：2014年4月1日（火）～2014年4月24日（木）

※受付時間 10：00～12：00、14：00～16：00

(2) 出願書類提出先 首都大学東京荒川キャンパス学務課教務係

〒116-8551 東京都荒川区東尾久7-2-10

### (3) 提出書類

	注意事項
ア 志願票	<ul style="list-style-type: none"><li>・本研究科所定の様式に、必要事項を記入すること。</li><li>・写真（縦4 cm×横3 cm）は、出願前3か月以内に撮影した正面・無帽、上半身のものを指定欄に貼ること。</li></ul>
イ 博士前期課程修了（見込）証明書	<ul style="list-style-type: none"><li>・出身（所属先）大学の学長が作成したもの。</li><li>・英語又は日本語で作成すること。</li></ul>
ウ 成績証明書	<ul style="list-style-type: none"><li>・出身（所属先）大学の学長が作成したもの。</li><li>・大学学部1年から直近のものまで作成すること。</li><li>・英語又は日本語で作成すること。</li></ul>
エ 申請書（様式1-1）	<ul style="list-style-type: none"><li>・本研究科所定の様式により、英語又は日本語で作成すること。</li></ul>
オ 専攻分野及び研究計画（様式1-2）	<ul style="list-style-type: none"><li>・本研究科所定の様式により、英語又は日本語で作成すること。</li></ul>
カ 推薦調書（様式2）	<ul style="list-style-type: none"><li>・出身（所属先）大学の学長または勤務先の所属長が作成したもの。</li><li>・本研究科所定の様式により、英語又は日本語で作成すること。</li></ul>
キ 将来のキャリアプラン（様式3）	<ul style="list-style-type: none"><li>・本研究科所定の様式により、英語又は日本語で作成すること。</li></ul>
ク 誓約書（様式4）	<ul style="list-style-type: none"><li>・本研究科所定の様式によること。</li></ul>
ケ 住宅希望調書（様式5）	<ul style="list-style-type: none"><li>・本研究科所定の様式によること。</li></ul>
コ 健康診断書（様式6）	<ul style="list-style-type: none"><li>・本研究科所定の様式によること。</li></ul>
サ パスポートの写し	<ul style="list-style-type: none"><li>・表紙及び氏名と国籍が分かるページ</li></ul>
シ 証明書用顔写真	<ul style="list-style-type: none"><li>・証明書用顔写真（縦4 cm×横3 cm）2枚</li></ul>

## 4 入学者選考方法

入学者の選考は、専門分野に係る口述試験の結果及び提出書類の内容を総合して行います。

- (1) 選考期日 2014年5月21日(水)から2014年6月6日(金)までの間で本研究科が指定する日
- (2) 試験場 首都大学東京荒川キャンパス(東京都荒川区東尾久7-2-10)  
または本研究科が指定する場所
- (3) 試験科目 専門分野に係る口述試験を課します。  
※ 試験時間等は、別途連絡します。

## 5 合格発表

日時 2014年6月26日(木)午後2時

出願者全員に郵送で結果を通知します。また、合格者には別途合格通知書を郵送します。

## 6 入学手続

合格者は2014年8月1日(金)までに入学手続を済ませて下さい。

## 7 入学時期

2014年10月1日(水)

## 8 入学者への支援

入学手続が完了した者に対して、以下の支援を行います。

- (1) 入学考査料・入学料  
免除します。
- (2) 授業料  
博士後期課程標準修業年限(3年間)の授業料を免除します。
- (3) 奨学金  
月額17万円の奨学金を給付します。給付期間は、始期から終期までを3年間以内とします。
- (4) 基本研究費  
年額30万円の基本研究費を3年間、指導教員所属研究室宛給付します。
- (5) 渡航費  
留学生の居住地最寄りの国際空港から成田空港までの片道航空券(エコノミークラス)を支給します(上限13万円)。また、留学生が博士号を取得し帰国する際には、成田空港から留学生居住地最寄りの国際空港までの片道航空券(エコノミークラス)を支給します(上限13万円)。なお、成田空港から各キャンパスまでの交通費は学生負担とします。  
※航空券の支給が困難な場合には、留学生本人による航空券の手配とし、その運賃を補助します(上限13万円)。  
※博士後期課程修了に必要な要件を満了できない場合、退学した場合等は、帰国の航空券を支給しません。

## (6) 住宅

希望者には賃貸住宅を斡旋するとともに、居住地に応じた一定額の家賃補助を行います。

※本学と締結する住宅の賃貸借契約の各条項に違反した場合、退学した場合等は、家賃補助を打ち切るとともに、住宅から退去していただきます。

※賃料と家賃補助額の差額、光熱水費、通信費、共益費、自治会費、食費等は自己負担とします。

※単身者の場合、複数人でのルームシェアによる住居斡旋を基本とします。

※希望者には家族用の住宅を用意します。ただし、来日時に家族の同伴はできません。留学生本人が来日後、家族のビザ手続きを自身で行った上で家族を呼び寄せるようにしてください。

※入居後少なくとも1年間は手配した住宅に居住する必要があります。

## (7) 学生総合共済及び学生賠償責任保険

毎年、加入料を一部補助します。

## (8) 国民健康保険料

毎年、国民健康保険料を一部補助します。(年額上限1万円)

※入学時の誓約や本大学の規則及び規程等に著しく反する行為を行った場合は、退学勧告の上、上記の補助、賃貸住宅の斡旋を打ち切ります。また状況に応じて、入学料及び上記の補助を行った金額の請求又は返還を求めることがあります。

※上記の他、休学した場合、在籍確認ができない場合等は、「授業料免除の停止」「奨学金の給付停止」「基本研究費の給付停止」「家賃補助の停止」「学生総合共済・学生賠償責任保険加入料補助の停止」「国民健康保険料補助の停止」を行うことがあります。